

じどうふようてあて あんない れいわ ねん がつばん 児童扶養手当のご案内 (令和8年4月版)

じどうふようてあて しかく 児童扶養手当の資格

てあて う ひと ●手当を受けられる人

いか じどう そだ ちち はは せいけい いじ よういくしゃ そふぼ
以下の児童を育てている父または母、または生計を維持する養育者(祖父母な

ど)

ふば りこん じどう じじつこん かいしょう ばあい ふく
①父母が離婚した児童(事実婚※)を解消した場合も含む)

はは こんいん じどう しゅっさん じどう
②母が婚姻しないで出産した児童

ちちまた はは しぼう じどう
③父又は母が死亡した児童

ちちまた はは いってい しょうがい じどう きじゆん
④父又は母に一定の障害がある児童(基準あり)

ちちまた はは せいし あき じどう かいなんじことう
⑤父又は母の生死が明らかでない児童(海難事故等により)

ちちまた はは ひ つづ ねんいじょういき じどう
⑥父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

ちちまた はは さいばんしょ ほごめいれい う じどう
⑦父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

ちちまた はは ひ つづ ねんいじょうこうきん じどう
⑧父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童

じじつこん
※事実婚とは?

いせい どうきよ ばあい ひんばん ほうもん せいけいひ ほじよ ばあい
異性と同居している場合、頻繁な訪問・生計費の補助がある場合は、

じじつこん せいりつ と あつか
事実婚が成立しているものとして取り扱います。

てあて う ひと ●手当を受けられない人

しんせいしゃ じどう にほんこくない じゅうしょ
①申請者や児童が日本国内に住所がないとき

じどう さとおや いたく
②児童が里親に委託されたとき

じどう じどうふくしせつとう にゅうしょ
③児童が児童福祉施設等に入所しているとき

● 児童とは？

18歳になる年の年度末（高校生）までの児童※一定の障害がある場合は20歳未満までの児童

※ 受給資格確認のため、プライバシーに立ち入った質問をさせていただくことがあります。

てあて きんがく
手当の金額

れいわ ねん がつついたちげんざい
【令和8年4月1日現在】

児童の数	支給区分	
	全部支給	一部支給
ひとり 1人	48,050円	48,040円～11,340円
ふたりめいこう かざんがく 2人目以降の加算額	11,350円	11,340円～5,680円

手当は申請書提出の翌月が基準月となります。支給は1年に6回、奇数月11日に前日までの2カ月分が銀行口座に振り込まれます。

支給月：5月・7月・9月・11月・1月・3月

例)5月支払：3・4月分

ねんきん じゅきゆうしゃ
年金受給者

申請者や児童が公的年金(遺族年金・障害年金・老齢年金)を受給できる場合、手当額から公的年金の受給額を差し引いた金額が支給されます。

しよとくせいげん
所得制限について

しんせいしゃ どうきょとうせいけい おな かぞく しんせいしゃ はいぐうしゃ りょうしん
申請者や同居等生計を同じくしている家族（申請者の配偶者・両親・
きょうだいしまい しよとく てあて しきゅう せいげん
兄弟姉妹など）の所得により、手当の支給に制限があります。

しよとくせいげんがく
所得制限額

しよとくせいげんみまん ばあい ぜんぶしきゅう いちぶしきゅう しよとく
所得制限未満の場合、全部支給または一部支給となります。ここでいう所得
しゅうにゅう こと いちりつこうじょ まんえん しよこうじょ う ばあい
は収入と異なります。一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合
があります。よういくひ わり しよとく さんにゅう
があります。養育費の8割を所得に算入します。

がつぶんであて がつ しよとく
◎R7. 11～R8. 10月分手当：R6. 1～12月の所得

がつぶんであて がつ しよとく
R8. 11～R9. 10月分手当：R7. 1～12月の所得

ふよう 扶養 にんずう 人数	しんせいしゃ 申請者		かぞく 家族など
	ぜんぶしきゅうげんどがく 全部支給限度額	いちぶしきゅうげんどがく 一部支給限度額	しきゅうげんどがく 支給限度額
にん 0人	690,000円 ^{えん}	2,080,000円 ^{えん}	2,360,000円 ^{えん}
ひとり 1人	1,070,000円 ^{えん}	2,460,000円 ^{えん}	2,740,000円 ^{えん}
ふたり 2人	1,450,000円 ^{えん}	2,840,000円 ^{えん}	3,120,000円 ^{えん}

ふようにんずう にんいじょう ばあい ひとり まんえん じょうきしよとくがく かさん
※扶養人数が3人以上の場合には、1人につき38万円を上記所得額に加算
がく げんどがく
した額が限度額となります。

くわ おおたし
詳しくは太田市HPへ



と あ さき
お問い合わせ先

おおたしやくしよ か かい
太田市役所 こども課(3階)

〒373-8718

おおたしはまちょう ばん ごう
太田市浜町2番35号

Tel: 0276-47-1942(ちよくつう
直通)